

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）…一

告示（公）

○警備業法による行政処分についての公開の聴聞……………九

公告

○国土調査の成果の認証（二件）……………九

……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…九

○街区境界調査成果の認証（二件）……………（同）…九

○砂利採取業務主任者試験の実施……………九

……（産業労働局商工部地域産業振興課）…九

告示

●東京都告示第千四十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、王子駅前地区再開発計画について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり

告示する。

令和八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

北区

王子一丁目、王子二丁目、王子三丁目、王子六丁目、豊島一丁目、豊島二丁目、豊島三丁目、堀船一丁目、堀船二丁目、堀船三丁目、王子本町一丁目、王子本町二丁目、岸町一丁目、滝野川一丁目、滝野川二丁目、西ヶ原二丁目、西ヶ原三丁目、栄町、上中里二丁目及び上中里三丁目の各区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

王子駅前地区市街地再開発準備組合

理事長 栗原 洋司

北区王子一丁目五番十二号王子明和ビル

住友不動産株式会社

取締役社長 仁島 浩順

新宿区西新宿二丁目四番一号

三 対象事業の名称及び種類

王子駅前地区再開発計画

高層建築物の設置、住宅団地の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、北区王子一丁目及び堀船一丁目に位置する計画地において、住宅、商業、ホテル、事務所、駐車場、貫通道路、石神井川に架かる橋梁等の建設及び南口広場の整備を計画するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風

環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

（一）期間

令和八年十月十三日から同年十一月十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 北区環境部環境政策課

北区王子一丁目十二番四号 TIC王子ビル二階

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

（一）提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

（二）記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和八年十一月二十六日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇ー 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/)

[nt/reading_guide/](#)

別記（原文のまま記載）

・ 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮して選定した環境影響評価の項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に影響を及ぼす程度について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(13)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間 98％値は最大着地濃度出現地点（計画地南西側敷地境界）で 0.052ppm であり、評価の指標とした環境基準（0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は 61.2％である。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の 2％除外値は最大着地濃度出現地点（計画地南西側敷地境界）で 0.041mg/㎥ であり、評価の指標とした環境基準（0.10mg/㎥以下）を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は 18.6％である。</p> <p>なお、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努める、工事の進捗に応じて、計画的かつ効率的な工事工程を検討し、建設機械が集中稼働しないよう努める等の環境保全のための措置を講じること、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>橋梁工事着手前（工事着手後 22～24 ヶ月目）における二酸化窒素の日平均値の年間 98％値は 0.032～0.034ppm であり、評価の指標とした環境基準（0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1～0.6％である。浮遊粒子状物質の日平均値の 2％除外値は 0.033mg/㎥ であり、評価の指標とした環境基準（0.10mg/㎥以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1％未満である。</p> <p>橋梁工事着手後（工事着手後 31 ヶ月目）における二酸化窒素の日平均値の年間 98％値は 0.032～0.034ppm であり、評価の指標とした環境基準（0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1～1.6％である。浮遊粒子状物質の日平均値の 2％除外値は 0.033mg/㎥ であり、評価の指標とした環境基準（0.10mg/㎥以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1％未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考え</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染 (つづき)	《工事の完了後》 【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間 98％値は 0.032～0.034ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1～0.5％である。 浮遊粒子状物質の年平均値の 2％除外値は 0.033mg/㎥ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/㎥ 以下) を満足する。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1％未満である。 以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間 98％値は最大着地濃度出現地点 (計画地南側敷地境界) で 0.031ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.5％である。 浮遊粒子状物質の年平均値の 2％除外値は最大着地濃度出現地点 (計画地南側敷地境界) で 0.034mg/㎥ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/㎥ 以下) を満足する。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.1％未満である。 以上のことから、地下駐車場の供用に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】 建設機械の稼働に伴う騒音レベル (L ₉₀) は、工事着手後 15 ヶ月目 (解体工事) で 83dB (計画地南西側敷地境界)、工事着手後 26 ヶ月目 (新築工事：東地区工事、新築工事全体) で 84dB (計画地北側敷地境界)、工事着手後 30 ヶ月目 (新築工事：西地区工事) で 81dB (計画地北側敷地境界) であり、すべての予測の対象時点で評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準 (85dB) を満足する。 建設機械の稼働に伴う振動レベル (L ₁₀) は、工事着手後 15 ヶ月目 (解体工事) で 67dB (計画地南西側敷地境界)、工事着手後 26 ヶ月目 (新築工事：東地区工事、新築工事全体) で 69dB (計画地北側敷地境界)、工事着手後 30 ヶ月目 (新築工事：西地区工事) で 64dB (計画地北側敷地境界) であり、すべての予測の対象時点で評価の指標とした「振動規制法」の規制基準 (75dB) を満足する。 なお、工事の進捗に応じて、計画的かつ効果的な工事工程を検討し、建設機械が集中稼働しないよう努める等の環境保全のための措置を講じること、建設機械の稼働に伴う騒音・振動への影響の低減に努める。 【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 橋梁工事着手前 (工事着手後 22～24 ヶ月目) における将来交通量による騒音レベル (L ₉₀) は 63～69dB、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は 1dB 未満～1dB であり、すべての予測地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準 (70dB) を満足する。 橋梁工事着手後 (工事着手後 31 ヶ月目) における将来交通量による騒音レベル (L ₉₀) は 60～69dB、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は 1dB 未満～2dB であり、すべての予測地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準 (65～70dB) を満足する。 橋梁工事着手前 (工事着手後 22～24 ヶ月目) における将来交通量による振動レベル (L ₁₀) は 41～53dB、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は 1dB 未満～2dB であり、すべての予測地点で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準 (60～65dB) を満足する。 橋梁工事着手後 (工事着手後 31 ヶ月目) における将来交通量による振動レベル (L ₁₀) は 41～52dB、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は 1dB 未満～9dB であり、すべての予測地点で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準 (60～65dB) を満足する。 なお、工事用車両に対して規制速度の遵守を指導し、影響の低減を図る、工事用車両に関するアイドリングストップ等を周知するため、工事区域内にアイドリングストップの看板を設置する等の環境保全のための措置を講じること、工事用車両の走行に伴う騒音・振動への影響の低減に努める。

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動（つづき）	<p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>将来交通量による騒音レベル（L_{eq}）は昼間で58～69dB、夜間で56～66dB、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間及び夜間ともに1dB未満～2dBであり、昼間及び夜間ともにすべての予測地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準（昼間：65～70dB、夜間：60～65dB）を満足する。</p> <p>将来交通量による振動レベル（L_{10}）は昼間で36～62dB、夜間で32～49dB、関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間で1dB未満～1dB、夜間で1dB未満～2dBであり、すべての予測地点及び時間区分で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準（昼間：60～65dB、夜間：55～60dB）を満足する。</p> <p>なお、施設利用者への公共交通機関利用の周知、テナントに対し物流の効率化や集約搬入等を促す等の環境保全のための措置を講じること、関連車両の走行に伴う騒音・振動への影響の低減に努める。</p>
3. 水質汚濁	<p>《工事の施行中》</p> <p>《橋梁の建設に伴う河川の水質》</p> <p>本工事では、石神井川における橋梁工事にあたっては、いずれの工事工程においても石神井川の護岸部への施工は行わない計画としている。また、方が一、工事の際に石神井川内で作業を行う場合には、必要に応じて施工区域周辺には汚濁防止膜等の汚濁防止策を講じるとともに、施工区域周辺において、工事の施行中における水質の状況について観測を行う計画である。</p> <p>さらに、本工事により施工区域周辺において濁りが確認された場合には、速やかに原因究明を行うとともに、一時的に工事を停止する等により対応する計画である。</p> <p>したがって、橋梁の建設に伴う河川の水質（浮遊物質量）への影響は小さいと予測する。</p> <p>以上のことから、「石神井川の水質（浮遊物質量）」に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【掘削工事等に伴う地下水中の有害物質の濃度】</p> <p>計画地及びその周辺において、平成19年に既往調査（自主調査）が実施されており、一部で砒素の地下水の基準不適合が確認された。また、計画地内の貫通道路予定範囲の一部は、形質変更時要届出区域に指定されており、土壌汚染対策法に基づく指定基準に適合しない特定有害物質として、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素及びふっ素の5物質が確認されている。</p> <p>本事業において掘削工事等を行う際には、施工範囲の土壌汚染の状況に応じ、「土壌汚染対策法」等に基づき、汚染土壌や地下水汚染の拡散防止措置を講じながら、汚染土壌の除去等の措置を講じるとともに、必要に応じて対象地境界における観測井の地下水の水質調査を継続的に実施し、工事の施行中における水質の状況を監視する。</p> <p>したがって、土壌汚染範囲の掘削工事等に伴う地下水中への有害物質の拡散のおそれはないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地下水汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 土壌汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度】</p> <p>計画地及びその周辺において、平成19年に既往調査（自主調査）が実施されており、一部で水銀（溶出量）、鉛（含有量・溶出量）及び砒素（溶出量）の基準不適合土壌の存在が確認された。</p> <p>計画地は令和8年3月時点で要措置区域に指定されていないが、計画地内の貫通道路予定範囲の一部は形質変更時要届出区域に指定されている。今後、既往調査を実施した範囲を含め、形質変更時要届出区域に指定されていない場所においても「土壌汚染対策法」等に基づき手続を行う予定である。本事業において掘削工事等を行う際には、施工範囲の土壌汚染の状況に応じ、「土壌汚染対策法」等に基づき、汚染土壌の拡散防止措置を講じながら、汚染土壌の除去等の措置を講じる。また、水銀（溶出量）の基準不適合土壌が確認されているため、当該区画の施工に際しては、大気質の管理としてテナントを設置する区画を設けるなど、適切な拡散防止対策を講じながら実施する。</p> <p>したがって、本事業の実施により、汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響のおそれはないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。</p> <p>【汚染土壌の掘削等に伴う地下水への溶出の可能性の有無】</p> <p>計画地及びその周辺において、平成19年に既往調査（自主調査）が実施されており、一部で水銀（溶出量）、鉛（含有量・溶出量）及び砒素（溶出量）の基準不適合土壌の存在、砒素の地下水の基準不適合が確認された。</p> <p>計画地は令和8年3月時点で要措置区域に指定されていないが、計画地内の貫通道路予定範囲の一部は形質変更時要届出区域に指定されている。今後、既往調査を実施した範囲を含め、形質変更時要届出区域に指定されていない場所においても「土壌汚染対策法」等に基づき手続を行う予定である。本事業において掘削工事等を行う際には、施工範囲の土壌汚染の状況に応じ、「土壌汚染対策法」等に基づき、汚染土壌や地下水汚染の拡散防止措置を講じながら、汚染土壌の除去等の措置を講じる。</p> <p>したがって、本事業の実施により、汚染土壌の掘削等に伴う地下水への溶出のおそれはないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地下水汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 地 盤	<p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】</p> <p>掘削工事において地盤の変形を生じさせる要因として、掘削することによる地盤の変形が考えられる。</p> <p>掘削による地盤の変形については、本事業では最大G.L.約-16mまで掘削する計画であるが、山留壁には遮水性及び剛性の高いソイルセメント壁（SMW）を採用し、掘削深度等に応じて、下総層（Toc1、Tos2）の分布する最大G.L.約-33mまで掘入れをする計画である。</p> <p>また、掘削工事にあたっては、山留壁の変形を最小限に抑えながら行う計画とともに、地盤変形等への影響をできるだけ少なくするために支保工等を採用する計画とする。</p> <p>なお、建物の基礎は杭基礎または直接基礎を計画しているが、直接基礎の場合は十分な支持が確保できるよう、必要に応じて地盤改良を行う計画としていることから、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さいと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いソイルセメント壁（SMW）を採用し、掘削深度等に応じて、下総層（Toc1、Tos2）の分布する最大G.L.約-33mまで掘入れをすることにより、掘削範囲内の帯水層は分離、遮水される。これにより、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及ばず、計画地周辺における地下水位の低下は少ないと予測する。</p> <p>また、掘削にあたりデンプラウエル工法による減圧排水を行うが、減圧排水は懸ぶくれ防止のために必要最低限の排水量及び期間となるよう配慮することで、影響の低減に努めることから、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下が生じる可能性は低いと予測する。</p> <p>なお、地盤変動と第1帯水層～第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを地下構築物等の工事完了まで実施し、継続的に監視しながら施工を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【地下構築物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>本事業では、山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の水位及び流況に変化を及ぼす可能性がある。</p> <p>既存資料調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下構築物等が占める範囲は計画地内のみ限定的なものであり、地下構築物等が建築されても地下水流は地下構築物等の周囲を迂回するものと想定されることから、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいと予測する。</p> <p>また、地下構築物等の工事完了後は、地盤変動と第1帯水層～第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを1年程度実施する。なお、地盤変動及び地下水の水位の安定が確認できない場合には、安定が確認できるまで監視を継続する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 地 盤 (つづき)	<p>【地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>本事業に伴う地下水の揚水（温泉）にあたっては、揚水深度は地表面下約1,500m、揚水量は約43m³/日以下（最大18,000m³/年）とし、「温泉法の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準」に定められた基準（50m³/日以下）を遵守する計画である。また、北区内及び計画地から半径1 km範囲内において、温泉揚水施設は存在しない。</p> <p>したがって、地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
6. 水循環	<p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】</p> <p>本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いソイルセメント壁（SMW）を採用し、掘削深度等に応じて、下総層（Toc1、Tos2）の分布する最大G.L.約-33mまで掘入れをすることにより、掘削範囲内の帯水層は分離、遮水される。これにより、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及ばず、計画地周辺における地下水位の低下は少ないと予測する。</p> <p>また、掘削にあたりデンプラウエル工法による減圧排水を行うが、減圧排水は懸ぶくれ防止のために必要最低限の排水量及び期間となるよう配慮することで、影響の低減に努める。</p> <p>なお、第1帯水層～第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを地下構築物等の工事完了まで実施し、継続的に監視しながら施工を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【地下構築物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】</p> <p>本事業では、山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の水位及び流況に変化を及ぼす可能性がある。</p> <p>既存資料調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下構築物等が占める範囲は計画地内のみ限定的なものであり、地下構築物等が建築されても地下水流は地下構築物等の周囲を迂回するものと想定されることから、地下構築物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと予測する。</p> <p>また、地下構築物等の工事完了後は、第1帯水層～第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを1年程度実施する。なお、地下水の水位の安定が確認できない場合には、安定が確認できるまで監視を継続する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 水循環 (つづき)	【土地利用の変化に伴う地表流出量の変化の程度】 計画地は、専用商業施設や事務所建築物が存在しており、既に舗装された市街地となっている。また、ゴルフ練習場が存在するものの、人工芝となっており、当該範囲の浸透能は周辺の市街地と同等であると考えられる。工事の完了後においても、現況と同様の市街地となるため、現況と工事完了後における地表面流出量に大きな変化はないと予測する。 本事業では、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づき、本事業で必要となる雨水流出抑制対策量（約 1,056㎥）以上を確保した雨水流出抑制槽（雨水貯留槽）を設置する計画である。 また、緑化にあたっては、緑化基準を満足するよう、地上部に約 4,220㎡の緑地を整備する計画である。 以上のことから、評価の指標とした「土地利用の変化に伴う地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」で設定されている雨水流出抑制対策量を満足していること」を満足すると考える。
7. 生物・生態系	【地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化】 本事業に伴う地下水の揚水（温泉水）にあたっては、揚水深度は地表面下約 1,500m、揚水量は約 49㎥/日以下（最大 18,000㎥/年）とし、「温泉水法の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準」に定められた基準（50㎥/日以下）を遵守する計画である。また、北区内及び計画地から半径 1 km 範囲内において、温泉揚水施設は存在しない。 したがって、地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。
	【橋梁の建設に伴う水生生物及びその生息（生育）環境への影響の程度】 本工事では、石神井川における橋梁工事にあたっては、いずれの工事工程においても石神井川の護岸部への施工は行わない計画としている。また、方が一、工事の際に石神井川内で作業を行う場合には、必要に応じて施工区域周辺には汚濁防止膜等の汚濁防止策を講じるとともに、施工区域周辺において、工事の施行中における水質の状況について観測を行う計画である。 さらに、本工事により施工区域周辺において濁りが確認された場合には、速やかに原因究明を行うとともに、一時的に工事を停止する等により対処する計画であることから、施工区域周辺における河川の水質（浮遊物質量）への影響は小さいと予測する。 したがって、橋梁の建設に伴う水生生物及びその生息（生育）環境への影響は小さいと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 日影	《工事の完了後》 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】 冬至日において計画建築物による日影は、日影規制区域内にも生じるものの、2時間以上の日影は日影規制区域内には生じない。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制基準を満足すると考える。 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】 主要な地点における日影時間の変化は、No.1 では、夏至日において約 10 分、春秋分日において約 3 時間 40 分、冬至日において約 2 時間 20 分、計画建築物により日影時間が増加する。 No.2 では、夏至日においては日影時間の増減はないが、春秋分日において約 2 時間 30 分（計画建築物では約 20 分）、冬至日において約 3 時間 50 分（計画建築物では約 2 時間 50 分）、計画建築物及び周辺開発により日影時間が増加する。 No.3 では、夏至日、冬至日においては日影時間の増減はないが、春秋分日において約 30 分、計画建築物により日影時間が増加する。 主要な地点における日影時間は、計画地周辺の一部敷地境界付近での変化は大きくなるものの、計画建築物の配置にあたっては、隣接間隔を確保するなど、併として長大な壁面とならないよう配慮した建物配置・形状とするほか、計画建築物の周囲に緑地等を設け、可能な範囲で日影の影響を低減する計画としている。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制基準を満足すると考える。
9. 電波障害	《工事の完了後》 【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物による地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲は、東京局（広域局）は計画地の西北西方向に最大距離約 160m、最大幅約 50m の範囲に生じると予測する。東京局（県域局）は西北西方向に最大距離約 400m、最大幅約 130m の範囲に生じると予測する。浦和局は南東方向に最大距離約 1,480m、最大幅約 130m の範囲に生じると予測する。 反射障害予測範囲は、東京局（広域局）は計画地の北西方向に最大距離約 650m、東京局（県域局）は計画地の北西方向に最大距離約 660m と予測する。なお、浦和局の反射障害による影響は生じないと予測する。 衛星放送の BS・CS110° の遮へい障害予測範囲は、北東方向に計画地敷地境界から最大距離約 230m、JCSAT-3 は北北東方向に計画地敷地境界から最大距離約 180m、JCSAT-4 は北北東方向に計画地敷地境界から最大距離約 190m の範囲に生じると予測する。 本事業の実施にあたっては、計画建築物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な障害対策を実施する等の環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足すると考える。

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項 目	評価師の結論
10. 風環境	《工事の完了後》 【平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、概ね領域A（住宅地相当）であり、領域B（低中層市街地相当）も見られる。 計画建築物建設後（対策前）は、概ね領域A（住宅地相当）または領域B（低中層市街地相当）であるが、一部において領域C（中高層市街地相当）が新たに生じる。しかし、防風対策を適切に講じることにより、領域C（中高層市街地相当）はすべて領域B（低中層市街地相当）になると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在により計画地周辺における風環境に変化はあるものの、建設前と同様の領域Aまたは領域Bに相当する風環境が維持されるものと考える。
11. 景 観	《工事の完了後》 【主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度】 主要な景観の構成要素は、現況では計画地内の中低層の建築物、計画地周辺の中高層の建築物の他、道路、公園等である。工事の完了後の主要な景観構成要素の改変の程度は、現況の構成要素に加えて新たに計画地内に高層の建築物が出現するため変化は生じると考えられる。 地域景観の特性の変化としては、まちづくりの取組の方向に基づき、飛鳥山公園からの眺望を意識した空間・景観形成を行うとともに、王子駅中央口の広場空間の整備や南北のまちをつなぐ貫通道路の整備による歩行者ネットワークの改善により、人が集い滞留・交流できる質の高い公共空間が形成され、地域の活力やにぎわいを生み出す機能集積が誘導される。これらにより、都市中心拠点としてふさわしいにぎわいのある市街地の形成に寄与すると予測する。 また、計画建築物は最高高さ約190mの高層建築物であり、新たな王子のランドマークとなるよう駅に向かって高くなるスカイラインを形成する計画で、北区が策定している「王子駅前まちづくり整備計画実施基準」にも整合している。 以上のことから、評価師の指標とした「王子の顔としてふさわしい飛鳥山と駅とまちをつなぐ都市機能が集積した新たな拠点を形成すること」を満足すると考える。

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項 目	評価師の結論
11. 景 観 (つづき)	【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 代表的な眺望地点からの現況と工事の完了後の眺望の変化の程度は、No.1では、計画建築物はデッキや道路、広場等の整備によりにぎわい、交流、潜在の場を創出し、活力を感じられるまちなみを形成するとともに、都市の中心拠点にふさわしいランドマークとして認識され、眺望の変化が生じると予測する。 No.2～8、No.11～12、No.14～15 では、計画建築物は都市の中心拠点にふさわしいランドマークとして認識され、眺望の変化が生じると予測する。 No.9 では、前方の道路や沿道の建築物等の後方に計画建築物の一部を視認できるが、低層部は遮蔽され高層部のみが一部見える状態であり、眺望に大きな変化は生じないと予測する。 No.10 では、公園周辺の樹木や建築物等の後方に計画建築物の一部を視認できるが、眺望の変化は小さいと予測する。 No.13 では、計画建築物は庭園内の樹木等の後方に隠れ視認できないため、眺望の変化は生じないと予測する。 No.16 では、沿道の建築物等の後方に計画建築物を視認できるが、低層部は遮蔽され高層部のみが一部見える状態であり、眺望に大きな変化は生じないと予測する。 以上のことから、評価師の指標とした「都市の中心拠点にふさわしいシンボルをつくること」を満足すると考える。
12. 史跡・文化財	【圧迫感の変化の程度】 工事の完了後の地域全体の形態率の変化量は、現況と比較して8.9～17.1ポイント増加する。また、工事の完了後の計画建築物の形態率の変化量は、8.0～15.6ポイントの増加と予測するが、地上部の緑化の整備、隣棟間隔を確保、建物フアサードの分節化等の環境保全措置を実施することで、圧迫感の軽減が図られるものと予測する。 以上のことから、評価師の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。
	《工事の施行中》 【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 計画地内には埋蔵文化財包蔵地は確認されていないものの、北区教育委員会より、「計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地はないが、浪沢栄一が設立に携わった抄紙会社遺構が残存している可能性がある。」と意見があった。 本事業では、事業着手前に試掘調査を行う計画である。試掘調査にあたっては、北区教育委員会と協議を行い、試掘調査の範囲等を決定する。 試掘調査及び工事の施行中に新たな埋蔵文化財を確認した場合には、その現状を変更することなく、東京都教育委員会、北区教育委員会に速報なく報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じる。 したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存に影響を及ぼすことはないと予測する。 以上のことから、評価師の指標とした『文化財保護法』等に定める現状変更の制限、発掘に関する規定を遵守すること」を満足すると考える。

表1(12) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
13. 自然との触れ合い活動の場	<p>《工事の施行中》 【建築物の建設に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 工事の施行中は、工事用車両出入口を飛鳥山公園への利用経路上に設置するが、工事用車両出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の安全を確保するため、飛鳥山公園の利用者への影響は小さいと考える。 計画地内には都電荒川線側の歩行者通路の一部があり、工事の施行中は一時的に利用ができなくなるものの、この期間は必要に応じて迂回ルートのご案内看板の設置等を行う。なお、計画地周辺の主なウォーキングコースを直接的に改変することはない。 また、工事用車両は都道 501 号（明治通り）、国道 122 号（北本通り）等を利用する計画である。計画地周辺の主なウォーキングコースのうち「赤羽～十条～王子コース（Aコース）」、「荒川遊園～田端～西ケ原～王子コース（Bコース）」及び「王子～板橋コース（Cコース）」の一部のルートが国道 122 号に設定されているものの、工事用車両の走行経路とウォーキングコースが重なる区間は歩道及び横断歩道が整備されており、歩行者ルートは確保されていることから、ウォーキングコース利用者への影響は小さいと考える。 したがって、本事業の実施により、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は小さいと予測する。 以上のことから、評価師の指標とした「利用経路に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。</p>
14. 廃棄物	<p>《工事の施行中》 【解体工事に伴う廃棄物の種類ごとの排出量、再資源化量、再利用率及び処理・処分の方法】 既存建築物の解体工事に伴う廃棄物の排出量は、約 21,190 t と予測する。廃棄物等は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度の達成基準値等を踏まえて可能な限り再資源化等を図る計画である。 再資源化等が困難な場合は、運搬・処分の許可を受けた業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマネジメントにより確認する。 以上のことから、評価師の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度達成基準値を満足すると考える。</p> <p>【建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の種類ごとの排出量、再資源化量、再利用率及び処理・処分の方法】 建設発生土の排出量は約 169,750m³、建設汚泥の排出量は約 41,347m³、建設廃棄物（建設汚泥以外）の排出量は約 8,134 t と予測する。 これらの廃棄物は、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度の達成基準値等を踏まえて可能な限り有効利用及び再資源化を図る計画である。 なお、建設発生土は、受入機関の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出する。その他の建設発生土は法令に基づき、適正に処理・処分する。 また、建設廃棄物は再資源化が困難な場合は、運搬・処分の許可を受けた業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマネジメントにより確認する。 以上のことから、評価師の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度の達成基準値を満足すると考える。</p>

表1(13) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
14. 廃棄物（つつき）	<p>《工事の完了後》 【施設の供用に伴う廃棄物の種類ごとの排出量、再資源化量、再利用率及び処理・処分の方法】 施設の供用に伴う住宅以外からの事業系廃棄物の排出量は約 5,032kg/日、住宅からの家庭廃棄物の排出量は約 5,948kg/日と予測する。 事務所、店舗等から発生する事業系廃棄物は分別して廃棄物保管施設に保管を行い、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託して、再資源化を含め適正に処理・処分を行う。住宅から発生する家庭廃棄物は、分別して廃棄物保管施設に保管し、北区の収集により、適正に処理される計画である。 また、本事業では「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、「東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例」等に基づき、計画の詳細が確定した段階で関係機関との協議を踏まえ、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な廃棄物保管施設を確保する。 以上のことから、評価師の指標とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」の目標とするリサイクル率（令和 16 年度目標値）を満足すると考える。</p>
15. 温室効果ガス	<p>《工事の完了後》 【施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】 計画建築物の二酸化炭素排出量は 2,641t-CO₂/年であり、基準建築物に対する削減量は 5,191t-CO₂/年、削減率は約 66.3% と予測する。 本事業では、各建物用途で高効率機器の設置、省エネルギー対策の実施等により、温室効果ガスの発生量の削減に努める。 以上のことから、評価師の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」等に示される事業者の責務を満足すると考える。</p>

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第284号

警備業法（昭和47年法律第117号）第49条第1項の規定による行政処分について、同法第50条第1項及び第4項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

令和8年10月13日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 日時

令和8年10月20日（火曜日） 午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

公 告

国土調査の成果の認証について

青梅市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 青梅市の名称

二 調査を行った期 令和三年六月から令和五年三月まで間

三 成果の名称

青梅市（今寺一丁目地内）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 域

青梅市今寺一丁目地内

五 認証年月日

令和八年九月十日

国土調査の成果の認証について

青梅市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者の名称

青梅市

二 調査を行った期間

令和四年五月から令和六年三月まで

三 成果の名称

青梅市（谷野地内外）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

青梅市谷野地内外

五 認証年月日

令和八年九月十日

街区境界調査成果の認証について

江戸川区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者の名称

江戸川区

二 調査を行った期間

令和五年七月から令和八年三月まで

三 成果の名称

江戸川区（江戸川一丁目②）の街区境界調査図及び街区境界調査簿

四 調査を行った地域

江戸川区江戸川一丁目の一部

五 認証年月日

令和八年九月十日

街区境界調査成果の認証について

練馬区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者の名称

練馬区

二 調査を行った期間

令和五年七月から令和八年二月まで

三 成果の名称

練馬区（南大泉一丁目及び石神井台八丁目の各一部）の街区境界調査図及び街区境界調査簿

四 調査を行った地域

練馬区南大泉一丁目及び石神井台八丁目の各一部

五 認証年月日

令和八年九月十日

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

令和八年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験会場

青梅市河辺町六丁目四番地の一

東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

令和八年十月十六日（金曜日）から同月二十九日（木曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号及び青梅市河辺町六丁目四番地の一）及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和八年十月十六日（金曜日）から同月二十九日（木曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書（東京都で指定した様式）

イ 受験票（東京都で指定した様式）

ウ 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの）

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千百円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課砂利採石担当
電話〇三（五三二〇）六二一八

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

